

令和９年度予算編成方針

第１章 本市の財政状況と今後の見通し

1. 令和７年度歳入歳出決算

本市の令和７年度一般会計の決算は、実質収支が約８億３千万円の黒字となった。歳入では、市税が約２０８億１千万円で、定額減税終了の影響分を除くと前年度に比べ約５億円の増、地方消費税交付金は約５０億５千万円で、前年度に比べ約３億７千万円の増となった。歳入全体に占める市税などの自主財源の割合は３２．４％で、前年度に比べ０．４ポイントの減となっており、依然として地方交付税などの財源に依存する財政構造となっている。

歳出では、義務的経費が約４４９億６千万円で、認定こども園等給付費など扶助費の増により、前年度に比べ約３億４千万円の増、投資的経費が約１０１億４千万円で、石川小・中学校等複合施設整備事業が減となったものの、健康づくりのまちなか拠点整備事業の増などにより、前年度に比べ約９億８千万円の増、その他の経費が約３６６億９千万円で、物価高騰支援臨時調整給付不足額給付金の減などにより、前年度に比べ約９千万円の減となった。歳出全体に占める義務的経費の割合は４９．０％で、前年度に比べ０．３ポイントの減となった。

2. 財政健全化指標

財政健全化の指標については、地方債に過度に依存しない健全な財政運営に努めてきた結果、実質公債費比率が６．８％、将来負担比率が５３．３％と、いずれも早期健全化基準を大きく下回っており健全性を保っている。

3. 基金現在高

基金現在高は、市税や地方消費税交付金が増となったものの、賃上げや物価高騰を背景とした人件費、光熱費や委託料などの経常経費が増加したことに加え、昨年度に引き続き豪雪対応に伴う除排雪経費の増加に対し、基金からの繰入を調整し対応したことなどから、前年度に比べ約19億円の減となり、財政運営の余力としては必要最小限を維持する状況にある。

4. 財政見通し

今後の市財政の見通しについては、令和7年度決算において市税や地方消費税交付金が増加し、地域経済の好循環に向けた兆しが見られたものの、中東情勢の緊迫化を背景とした国際情勢の不安定化に加え、飲食料品に係る消費税率の引下げに伴う地方財政への影響が懸念されることなどから、歳入予算の動向は依然として予断を許さない状況にある。

一方で、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化対策に加え、人件費や委託料等の上昇への対応など、今後も財政需要の増加が見込まれる。

こうした中で、行政サービスを維持・向上させていくためには、施策の優先度や事業効果を十分に踏まえ、重点的かつ効率的に予算配分を行う必要がある。

また、国・県の施策による補助金の獲得や有利な地方債の活用に加え、企業版ふるさと納税といった民間企業と連携した更なる自主財源の確保などに積極的に取り組み、基金繰入れを可能な限り抑制しながら、持続可能な財政運営に努め、将来にわたり健全な財政基盤の維持・強化を図る必要がある。

第2章 令和9年度予算編成の基本方針

1. 予算編成の基本的な考え方

令和8年度末に、地域づくりの最上位計画であり、当市の将来都市像とまちづくりの方向性を示す「弘前市総合計画」（以下「次期総合計画」という。）を新たに策定する。このため、予算編成に当たっては、次期総合計画との整合を図り、将来都市像の実現に向けた取組を着実に推進することとする。

一方で、これまで以上に厳しい財政状況であることから、限られた財源を最大限有効に活用するため、施策の優先度を見極め、重点的かつ効率的に予算配分を行うこととする。

2. 次期総合計画策定方針

事業の立案、見直しに当たっては、「令和8年度次期弘前市総合計画策定方針」を十分に踏まえること。

また、次期総合計画において、公約の推進に向けた取組を位置付ける方向であるため、積極的・意欲的に事業立案すること。

※以下、「令和8年度次期弘前市総合計画策定方針」からの抜粋

【策定にあたっての基本方針】

（1）社会経済情勢等に即した計画づくり

社会・経済情勢や、市民生活・財政状況、本市を取り巻く環境を十分に把握・分析し、現状や課題を的確に認識します。

（2）市長の政治姿勢の具現化

「誰もが生きがいを持てる未来」「市民の暮らしと安心を守る」「A I ・ D Xに

による変革」の3本の基本方針を踏まえた上で、これを実現する5つの戦略（※1）と4つの基本姿勢（※2）により公約を推進する視点を盛り込みます。

※1 弘前の「活力」を創出、教育と子育て環境の充実、生活の基盤をアップデート、安心のネットワークを構築、対話と連携で市政を再起動

※2 結集、挑戦、迅速、対話

（3）現行計画の評価・総括の反映

現在の施策、事業の達成度や課題を踏まえながら、その結果を計画づくりに反映させます。

（4）実効性とEBPMの重視

限られた経営資源を「選択と集中」により有効活用し、客観的なデータに基づく政策立案を徹底します。また、部局横断的な連携により相乗効果を追求します。

（5）市民の意見等の反映

高校生・大学生・市民ワークショップや、弘前子ども議会、各種団体等との意見交換、各種アンケートなど、様々な形で把握した市民の意見等を計画づくりに反映させます。

3. シーリング方式（経常・政策）

（1）経常経費シーリング

経常経費シーリングについては、前年度の一般財源ベースを基準として、特殊事情扱いとした前年度の物価高騰などに伴う委託料などの増額分をシーリングに加算するので、この要求上限の中で見積もること。

なお、物価高騰などに伴う委託料の更なる増額分は、引き続き特殊事情扱いとする。

(2) 政策的経費シーリング

前年度の一般財源ベースのマイナス5%を基準として配分する。

政策的事業については、既存事業の徹底した見直しと新たな財源の確保により、新規事業及び既存事業の拡充を含め配分予算内で見積もること。

4. ひろさき未来創造枠

市政の推進に向け、特に優れた効果が期待できる新規事業は、「ひろさき未来創造枠」としてシーリング枠外で要求可能とする。

なお、既存事業の衣替えや新規性がない事業、効果が期待できない事業については対象外とする。

予算要求の上限は設けないが、査定に当たっては、政策的経費シーリングで捻出した財源などを活用し、要求事業の優先度や効果等を踏まえて予算を配分する。

※「ひろさき未来創造枠」の対象となる具体的な取組は、予算編成要領により別途通知する。

第3章 予算要求の留意事項

1. 予算要求に当たって

(1) 年間の事業計画の把握

予算見積にあたっては、年間の事業計画や過年度実績等を踏まえて、適切に所要額を見積もること。

なお、補正予算については、当初予算成立後において生じた事由に基づくものが前提となることに留意すること。

また、行政需要の多様化、複雑化に伴い、複数の部課に関係する事務事業に

については、事前に協議を済ませておくものとする。

(2) 歳入歳出に関する事項

- ① 国・県の動向を注視するとともに、国の概算要求の段階から積極的に情報収集を行い、既存事業も含めて活用可能な財源に見落としがないよう最大限の財源確保に努めること。

このほか、制度改正等に対しては適切に対応すること。

- ② 国では「補正予算に依存した財政運営からの脱却」を掲げ、「補正予算は真に緊要性の高い施策に限定し、恒常的な施策については当初予算で措置する」との方針を示していることから、特に、例年6月補正による対応を前提に当初予算への計上を見送ってきた事業については、必要な経費を精査し、当初予算において適切に要求すること。

- ③ 国・県補助金を受けて事業執行してきたもので、その補助金が打ち切られるものについては、真にやむを得ない場合以外は原則廃止とすること。

※ 国では「「租税特別措置、補助金、基金の見直し」の自己点検結果を概算要求に反映し、政策効果の高い分野へ重点化する。」としていることから、国の補助金等を活用した事業については、その動向を特に注視すること。

- ④ 市費単独の負担金、補助及び交付金は、補助目的、事業内容、事業効果等を精査し、事業廃止や補助率等の見直しを検討すること。

- ⑤ 仕事の仕方を見直し、職務遂行能力の向上や人材を育成する観点から、すべての事務事業について見直し・整理を行い、職員数や事務量の適正化に努めるほか時間外勤務の縮減に向けた取組を強化すること。

- ⑥ これまで実施してきた事業を漫然と継続することなく、市民ニーズの変化等を的確に捉え、必要性や効果を十分に検証した上で、事業の抜本的な見直しを行うとともに、類似する事務事業の整理・統合やスクラップ・アンド・

ビルドを徹底すること。

- ⑦ 新規事業の構築や既存事業の拡充に当たっては、国・県の補助金等に加え、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング型ふるさと納税などの積極的な活用のほか、民間企業と連携した新たな財源の確保に向けた取組などについても積極的に検討すること。
- ⑧ 分担金及び負担金や、使用料及び手数料については、実態に即した適正な料金設定を行うため、受益者負担の適正化・公平化の観点から見直しを検討すること。
- ⑨ 市が保有する財産について、保有状況や利用実態を的確に把握した上で、有効活用の検討を行い、処分や貸付等を積極的に進め、更なる財源の確保に努めること。

（３）特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計においては、安定的な運営のため、保険料の徴収率向上や給付費の適正化などに取り組み、財政の健全化に努めること。

企業会計においても、効率的・合理的な編成と執行、自己財源の確保を図り、一般会計からの繰入は原則として制度上の基準額以内とすること。

以上の方針を踏まえ、令和９年度予算を編成するものとする。なお、予算編成の細部については、「予算編成要領」により財務部長から別途通知するので、遺漏のないように対応されたい。